

(1) 控訴人は、前記認定のとおり、昭和九年九月一三日生まれの主婦であり、今まで会社勤めをした経験はない。従前、株取引の経験もなく、被控訴人と取引を開始したのも、父から譲られた株式等を資金にして、安定的に資産の運用を図ろうとする意図からであった。そのために、Yにも、取引の開始に際して、安全でなるべく利回りのよいもので運用したいという希望を述べていた。

(2) 被控訴人と取引を開始した後も、控訴人は、Yの勧めるままに、転換社債、株式を購入していったが、それについて特に自ら価格の動向等を調査検討した形跡はなく、専らYの判断に依存して取引を行っていた。

このように、控訴人は、本件ワラント取引のような投機的な商品を扱うには必ずしも適切な知識、経歴等を有しているとはいえないのであるから、証券会社ないしその使用人が控訴人に外貨建てワラントの取引を勧めるについては、前記のようなワラントの特徴及び控訴人の投資経験等を考慮して、控訴人がワラントの危険性についての的確な認識を持ち、控訴人がその正しい理解に基づいて、ワラント取引を行うかどうかを決することができるようにするために、ワラントの意義、権利行使価格と権利行使期間の意味（特に、権利行使期間を経過してしまうとワラントは経済的に全くの無価値になってしまうこと）、価格形成の仕組み（特に、ワラントの価格変動の大きさと価格変動予測の困難性という特質）、取引形態（証券会社との相対取引によるものであること）などについて、最悪の場合にはどのような事態になるかも含めてその内容を分かりやすく、明確かつ詳細に説明する義務があるというべきである。

(3) ところで、証人Yの供述によれば、同人は、控訴人の従前の経歴、投資経験、投資目的等はほとんど確認しておらず、被控訴人において、女性にワラント取引を勧めることは自粛されていたのに、ある程度の資産のある女性については問題ないと考えて、控訴人にワラントの取引を勧めたこと、勧めた理由としては、ワラント取引は株取引等に比べて手っ取り早く儲かるものであり、少なくとも平成元年当時まではワラント取引がそれほど危険性のあるものとは思っていなかったためであることが認められる。このようなYの控訴人に対する態度、方針のもとでは、ワラント取引の仕組み、特長等を説明するに際して、それが控訴人の投資目的、投資経験等に適するかどうかについての配慮が不十分とならざるを得ず、また、ワラント取引の危険性についてどの程度明確かつ具体的に説明したかも疑問といわざるを得ない。そして、実際にも、Yは、前記認定のとおり、ワラントが、ハイリスク・ハイリターンの商品であることは簡略に説明したものの、それ以上に詳しい説明を怠ったために、控訴人においては、ワラントを転換社債のようなものであると誤解し、結局ワラント取引の危険性について、十分理解することなく本件ワラント取引を行ったものと認められる。

(4) 以上によれば、被控訴人の使用人であるYは、控訴人に対し、本件ワラント取引を勧誘するに際して、控訴人の従前の経歴、投資経験等と本件ワラント取引の複雑性、危険性等に照らして、控訴人が、本件ワラント取引による利益や危険性に関する的確な認識のもとに、本件ワラント取引をその自主的な判断に基づいて決することができるように、分かりやすく、明確かつ具体的な説明を行うべき信義則上の義務に違反して本件ワラント取引の勧誘を行ったものであって、違法といわざるを得ず、被控訴人は、右違法な勧誘により本件ワラント取引を行い、その結果損害を被った控訴人に対し、民法七一五条に基づき、

その損害を賠償する責任がある。

(5) ところで、被控訴人は、控訴人に対し、本件ワラント取引が開始された後、前記のとおり、本件ワラント取引案内や本件取引説明書等によって、ワラント取引について理解を得るように資料を送付しているが、これらはいずれも本件ワラント取引が開始された後であり、その開始に際してされたYの説明が前記のとおり簡略で、その危険性について十分説明をせず、その後も、右説明書等に基づいて改めて詳細な説明をしたこともなかったのであるから、被控訴人において右のような説明書等を送付するのみでは、前記説明義務を履行したことにはならないというべきである。

② 最判平成11年3月23日（判例集未掲載）

（事案）

本件ワラント取引は、被告従業員Aの違法な勧誘行為によりなされたもので、Aの雇用者である被告は、民法七一五条に基づき、本件ワラント取引により原告が被った損害を賠償すべき義務があるとして損害賠償を求めた。

（判決の内容）

本件上告を棄却する。

※原審（大阪高判平成10年10月23日）

三 ワラント取引の勧誘における証券会社の説明義務

証券取引の中には投資額のすべてを失う危険を含んだ取引があることは周知の事柄であるから、投資者が自発の意志で証券取引を申し込む場合は別として、証券会社が特定の銘柄を推奨して一般投資家を証券取引に勧誘する場合には、顧客が既に当該投資商品の取引を熟知している場合を除き、原則として、当該商品の取引に不可欠な商品の構造、取引価格の形成・変動の仕組み、取引による利得や損失の危険等について十分な説明を行い、それについて顧客の理解を得たうえで、顧客自らの責任と判断で取引ができるよう配慮すべき信義則上の義務があるものといわなければならない。

とりわけ、特異な商品特性を有する外貨建ワラントの取引に一般投資家を勧誘する場合においては、投資家の年齢、職業、資産、証券取引に関する知識や経験、投資目的に照らし、ワラントの商品構造と取引の仕組み、すなわち、ワラントの理論価格（パリティ）と通商価格との関係、権利行使期間の存在とその効果、権利行使価格と株価の関連、いわゆるギアリング効果と損失の危険性、外貨建ワラントについては国内の取引所がなくその取引は証券会社との店頭相対取引に限定されること、ワラントの流通価格は株価の変動のみでなく種々の要因によって複雑に変動すること、したがって、転換社債とは異なり権利行使期間が過ぎれば証券として無価値となること、権利行使期間内でも株価が権利行使価格を下回ればワラントの売却は困難となり、残存行使期間の如何によっては期限前でも売却の機会が減少し事実上無価値に等しくなること、しかも、ワラントの流通価格は事実上相対する証券会社を通じてでないことができないこと等を十分に説明し、それについて顧客の理解を得るようすべき義務があるといわなければならない。

本件についてこれをみるに、原告は、会社経営者として元来経済の動向への関心は高く、昭和六一年八月に証券取引を始めて以降、短期間に株式の現物・

信用取引を繰り返してそれに習熟していたことが窺われるが、原告の取引傾向には多額の損失を出したときは以後の投資を控えるなどの慎重な一面があり（被告との取引を二度中止している）、被告の証券外務員からの度重なる勧誘によってようやく証券取引を再開したことは前記認定のとおりである。

被告株への投資が失敗に終わり多額の損失を出して証券取引を停止していた原告が本件各ワラント取引を行ったのも、同様に被告の証券外務員の執拗な勧誘によってであったから、これを原告の自発の意思による取引ということとはできず、また、原告にとってワラント取引は初めてであり、ワラントの特性や取引の仕組みを熟知していなかったことも明らかである。

したがって、証券外務員たるAとしては、こうした原告に対してワラント取引を勧誘するに当たっては、前記のようなワラントの商品構造や取引の仕組みをよく説明し、十分な理解を得た上で取引を受注すべきであったのに、本件ワラント取引においてAが説明した内容はワラント取引のおおまかな内容にすぎず、しかも電話による説明であって、それによっては原告が自らの責任と判断でワラントの売買を行えるだけの理解を得るに至っていなかったことは明らかである。

その後のワラント取引説明書を交付した際や本件ワラント取引の際には、Aは原告に対し、改めて必要な説明をしていないのであるから、本件ワラント取引において、Aは、一般投資家をワラント取引に勧誘する際に要求される説明義務を尽くしていなかったものといわなければならない。

のみならず、本件ワラント取引の際、Aは、前回の自社株の取引での損失を回復する方策としてワラント取引を勧め、それに原告を応じさせるために株価の上昇を根拠として挙げた上、絶対損のない商品であるとしてワラントを紹介しているのであって、あたかも原告にワラント取引によって前回の損失の回復が確実であるかのように思わせて右取引を勧誘したもので、本件ワラント取引においても、原告はそうした判断に基いてAの勧誘に応じたものといえることができる。

本件ワラント取引が短期間の売却によって利益を出したことから、原告はワラント取引によって損失の回復が確実であるとの具体的な裏付けを得て、かえって右のような思い込みを強めたものと窺われる。（略）

4 してみると、Aは、ワラント取引について知識が十分でない原告に対し、本件ワラント取引を勧誘するに当たって、証券外務員として尽くすべき説明義務に違反したことが明らかであって、右勧誘は違法として不法行為を構成するといえるべきである。以上によれば、被告は、原告に対し、Aの右不法行為につき民法七一五条に基づく損害賠償責任がある。

③ 最判平成11年10月12日（判例集未掲載）

（事案）

被上告人が、上告人会社の担当者の違法な勧誘により、本件ワラントを転換社債又は投資信託と誤信して本件ワラントの取引をし、損害を被ったとして、上告人らに対し損害賠償を求めた。

（判決の内容）

原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして首肯するに足り、右事

実関係の下においては、原判決主文第一項1の限度で被上告人の上告人に対する本件損害賠償請求を認容した原審の判断は、肯認するに足りる。

※原審（大阪高判平成9年6月24日）

証券会社の担当者が、一般投資家に対して、ワラント取引の勧誘をする場合には、その投資効率の面のみを強調するべきではなく、それに必然的に伴う重大な危険性をより十分に説明すべきである。それも、単にハイリスクであるなどという抽象的な説明では不十分である。当該一般投資家の経歴、証券取引に対する従前の知識経験などに照らし、当該一般投資家が容易に理解できる方法により、ハイリスクであるという意味を具体的に説明すべきである。

そうであるから、ワラント取引に関する十分な知識があり、価格変動要因に関する情報収集能力も備えた投資家に対しては、証券会社の担当者の説明義務は例外的にある程度軽減される。しかし、反対に、右のような知識がないとか情報収集能力を備えていない一般投資家に対しては、そもそもワラント取引の勧誘をすべきではない。不十分ながらも右のような知識や情報収集能力を有する一般投資家に対しては、ワラント取引の勧誘をすること自体は許される場合もあるかもしれない。しかし、その場合には、ハイリスクの意味を、容易に理解できる手段によって、個別的、具体的に懇切丁寧に説明すべきである。

したがって、一般投資家に対して説明すべき事項は、最終的には、当該一般投資家それぞれについて、個別的に判断されるべきことである。しかし、そうであるとしても、ワラント勧誘時の現実の株価と権利行使価格との関係や、その将来的動向によるワラント価格の変動のしくみを個別的、具体的に説明することは不可欠であるというべきである。（略）

被控訴人は、少なくとも控訴人の証券取引の目的、経験などからして、控訴人が投機性の強い証券取引を望んでいないし、またそのような取引をする適合性を有していないことを知ることができた。そのうえ、前示のように株式取引は一切しないよう念を押されていた。以上の顧客である控訴人の意向、財産状態、投資経験などに照らし、控訴人は前示のとおり危険なワラント取引に適合しているとはいえず、そもそも適合性の原則に照らしワラント取引を勧誘すべきでなかったというべきである。そうであるのに、被控訴人は、控訴人に対し、ワラント取引を勧誘し、しかもその際、ワラント取引の危険性について具体的に説明していない。それのみならず、被控訴人は、控訴人に対し、ワラントの意義（権利行使価格、行使株数、権利行使期間）及びワラント価格形成のしくみについてすら、ほとんど説明をした形跡がないのである。

そうであるとする、このような損失の危険性の極めて強いワラントを、危険性はもとよりワラントの意義や価格形成のしくみすら十分に説明しないで勧誘した行為の違法性は極めて強いものといわざるをえない。

以上によれば、控訴人に対する本件ワラントの勧誘行為は、説明義務に違反する違法行為であることが明らかである。

⑧最判平成13年11月27日（判例タイムズ1079号）198頁 （事案）

開業医であるものの乳がんの専門医である被上告人に乳がんと診断され、その執刀により乳房のふくらみをすべて取る胸筋温存乳房切除術を受けた上告人が、被上告人に対し、腫瘍とその周囲の乳房の一部のみを取る乳房温存療法

についての説明義務違反を理由に診療契約上の債務不履行等に基づく損害賠償を請求した。

(判決の内容)

医師は、患者の疾患の治療のために手術を実施するに当たっては、診療契約に基づき、特別の事情のない限り、患者に対し、当該疾患の診断(病名と病状)、実施予定の手術の内容、手術に付随する危険性、他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などについて説明すべき義務があると解される。本件で問題になっている乳がん手術についてみれば、疾病が乳がんであること、その進行程度、乳がんの性質、実施予定の手術の内容のほか、もし他に選択可能な治療方法があれば、その内容と利害得失、予後などが説明義務の対象となる。

ここで問題となっている説明義務における説明は、患者が自らの身に行われようとする療法(術式)につき、その利害得失を理解した上で、当該療法(術式)を受けるか否かについて熟慮し、決断することを助けるために行われるものである。

一般的にいうならば、実施予定の療法(術式)は医療水準として確立したものであるが、他の療法(術式)が医療水準として未確立のものである場合には、医師は後者について常に説明義務を負うと解することはできない。とはいえ、このような未確立の療法(術式)ではあっても、医師が説明義務を負うと解される場合があることも否定できない。少なくとも当該療法(術式)が少なからぬ医療機関において実施されており、相当数の実施例があり、これを実施した医師の間で積極的な評価もされているものについては、患者が当該療法(術式)の適応である可能性があり、かつ、患者が当該療法(術式)の自己への適応の有無、実施可能性について強い関心を有していることを医師が知った場合などにおいては、たとえ医師自身が当該療法(術式)について消極的な評価をしており、自らはそれを実施する意思を有していないときであっても、なお、患者に対して、医師の知っている範囲で、当該療法(術式)の内容、適応可能性やそれを受けた場合の利害得失、当該療法(術式)を実施している医療機関の名称や所在などを説明すべき義務があるというべきである。そして、乳がん手術は、体幹表面にあつて、女性を象徴する乳房に対する手術であり、手術により乳房を失わせることは、患者に対し、身体的障害を来すのみならず、外観上の変ぼうによる精神面・心理面への著しい影響をもたらすものであつて、患者自身の生き方が人生の根幹に係る生活の質にもかかわるものである。

上告人は、本件手術前に、乳房温存療法の存在を知り、被上告人に対し本件手紙を交付していることはあきらかであり、上告人が乳がんと診断され、声明の希求と乳房切除のはざまにあつて、揺れ動く女性の心情の機微を書きつづつたものというのであることから、乳房を残すことに強い関心を有することが明らかであつて、被上告人は、本件手紙を受け取ることによって、乳房温存療法が上告人の乳がんに適応しているのか、現実に実施可能であるのかについて上告人が強い関心を有していることを知ったものといわざるを得ない。

そうだとすれば、被上告人は、この時点において、少なくとも上告人の乳がん

について乳房温存療法の適応可能性のあること及び乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在を被上告人の知る範囲で明確に説明し、被上告人により胸筋温存乳房切除術を受けるか、あるいは乳房温存療法を実施している他の医療機関において同療法を受ける可能性を探るか、そのいずれかの道を選ぶかについて熟慮し判断する機会を与えるべき義務があったというべきである。

被上告人は、本件手紙の交付を受けた後において、上告人に対して上告人の乳がんについて乳房温存療法を実施している医療機関の名称や所在を説明しなかった点で、診療契約上の説明義務を尽くしたとはいえない。

以上によれば、原審の判断には、診療契約上の説明義務の解釈を誤った違法があり、この違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨はこれと同旨をいうものとして理由があり、その余の上告理由について判断するまでもなく、原判決は破棄を免れない。そして、本件については、更に審理を尽くさせる必要があるから、これを原審に差し戻すこととする。

⑨名古屋高判平成14年4月18日（TKC法律情報データベース文献番号28071954）※原審名古屋地判平成13年5月18日（判時1774号18頁）

（事案）

1審原告らが、本件契約を締結するに当たって、1審被告において1審原告らに対し売上予測等に関し虚偽の事実を告げ、あるいは1審原告らに経営実態を告げないように他の加盟店経営者に口止めをするなどした等と主張して、1審被告に対し、不法行為（詐欺、情報提供義務違反及び独占禁止法違反）、契約締結上の過失（情報提供義務違反としての債務不履行）、あるいは不当利得（詐欺取消、錯誤による契約無効）に基づいて、同契約を締結したことによって生じた損害又は損失並びに不法行為後又は催告後の民法所定の遅延損害金を請求した。

（判決の内容）

1審原告ら主張の本件契約の締結とその履行に関する1審被告の情報提供義務違反の不法行為については、これが認められると判断する。

原判決33頁21行目の「しかも、」から26行目までを次のとおり改める。

「フランチャイズ契約は、自らの商標やノウハウ等を基にフランチャイズシステムを構築するフランチャイザーが、その指導と援助の下に資金を投下して同システム傘下の加盟店を経営しようとする者（フランチャイジーとなる者とする者）との間に、加盟店経営に関する継続的取引関係の合意をする契約である。フランチャイジーは、この契約により、フランチャイザーの商標やノウハウを利用して営業し、その指導や援助を受けられるメリットがあり、フランチャイザーは、フランチャイジーの資金や人的資源を活用して、自己の事業を拡大し、収益を得ることを目的としているものである。そして、多くの場合、フランチャイザーが予め作成している統一的契約書により契約する一種の附合契約であって、フランチャイジーとなる者は、通常、小規模の事業者かこれを志す者であり、資金力も小さく、同システムによる営業についての知識

や情報がフランチャイザーに比べて極めて少ない。これらを考慮すれば、信義則上、予定店舗を指定して加盟を勧誘するフランチャイザーは、フランチャイジーとなろうとする者に対して、予定店舗についての的確な情報を収集するとともに、収集して保有するに至った情報を、特に秘匿すべき事情のない限り、フランチャイジーとなろうとする者に開示し、フランチャイズ契約を締結するか否かの判断の資料として提供すべき義務、すなわち情報提供義務があると解するのが相当である。既に判示の経緯からすれば、1審被告と1審原告らとの関係についても同様であったことは、容易に推認できるところであり、1審被告には、1審原告らに対する情報提供義務を肯定できるところ、同1審被告は、不正確な売上予測情報の収集しかしなかった上に、収集した情報を1審原告に提供しなかったものであって、1審被告において特にこれを秘匿すべき事情は認められないから、上記情報提供義務違反は明らかである。同提供義務違反は1審原告らに対する不法行為を構成するといわねばならない。」

⑩福岡地裁小倉支部判決平成14年10月29日（判例時報1808号）90頁

（事案）

原告が被告の売主より購入した立体駐車場装置の車載台の回転に巻き込まれて発生した客の死亡事故につき、売主が同装置に人的センサの設置のないことを原告に告げなかったことが原因であるとして、原告が売主に対し、原告が右事故の被害者の遺族に賠償した金額相当の被害を被ったとして、説明義務の債務不履行による損害賠償を求めた。

（判決の内容）

本件駐車装置は、人や棟内やパレット上においても入庫ボタンを押せばパレットが回転し、その入庫運転が開始されるものであるところ、そのような場合には、人が回転するパレットから転落したり、回転するパレットと衝突するなどして負傷したり、又は本件事故のような死亡事故が発生する危険性があるから、その構造について特別の知識を有しない原告に本件駐車装置を販売する被告は、本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと、操作するときは棟内の無人を確認すること、同乗者は入庫前に降車させること等の注意事項を説明するにとどまらず、これらの注意事項を怠った場合には上記のような危険性があり、そのような危険性を回避又は軽減するためにどのようなセンサが設置されているか、また、安全性をさらに向上させるために、オプションでどのようなセンサが用意されており、その価格はどの程度であるか等といった本件装置の危険性とその安全装置であるセンサの内容等について、原告に具体的に説明すべき信義則上の義務があったというべきである。

そこで、被告従業員の丁原の上記義務違反と本件事故との相当因果関係について検討するに、①原告の駐車場管理責任者の丙川は、棟内に人がいた場合の本件装置の作動について丁原に質問していたこと、②本件装置には、60万円という低価格で棟内のほぼ全域を網羅しうるパッシングセンサがオプションで用意されていたこと、③丙川は、本件装置の代金7500万円に抑えるよう丁

原に求めていたこと、④本件売買契約は、代金7000万円で契約されていること、⑤原告が以前購入した新明和工業株式会社製の立体駐車装置は、不特定多数の者が操作するものではあるものの、オプションの乗降デッキマットセンサが設置されていることなどに照らすと、丁原が前記説明義務を尽くしていれば、丙川が本件装置にパッシングセンサを設置する旨表明し、同センサ設置によって本件事故を防止できた蓋然性があると認めることができる。

したがって、被告は、原告に対し、売買契約上の債務不履行責任に基づき、本件事故によって生じた原告の損害を賠償すべき義務があるというべきである。

⑩最判平成15年11月7日（判例時報1845号58頁）

（事案）

金融機関である上告人の従業員Aから融資を受けて宅地を購入するよう積極的に勧誘され、上告人との間で融資契約を締結し、本件宅地を購入した被上告人が、Aが本件土地が接道要件を満たさない土地であることを説明するのを怠ったと主張して、上告人に対し、損害賠償を求めた。

（判決の内容）

本件売買契約と被上告人と上告人との間の上記の融資契約とは、当事者を異にする別個の契約であるが、Aは、後者の融資契約を成立させる目的で本件土地の購入にかかわったものである。このような場合に、Aが接道要件が具備していないことを認識していながら、これを被上告人に殊更に知らせなかったり、又は知らせることを怠ったりしたこと、上告人が本件土地の売主や販売業者と業務提携等をし、上告人の従業員が本件土地の売主等の販売活動に深くかかわっており、Aの被上告人に対する本件土地の購入の勧誘も、その一環であることなど、信義則上、Aの被上告人に対する説明義務を肯認する根拠となり得るような特段の事情を原審は認定しておらず、また、そのような事情は、記録上もつかうことができない。

本件前面道路部分は、本件私道の一部であり、本件売買契約締結当時、本件土地の売主であるBが所有しており、不動産登記簿上の地目も公衆用道路とされていたことから、同人が被上告人に売却した本件土地の接道要件を満たすために本件前面道路部分につき道路位置の指定を受けること等のBの協力が得られることについては、その当時、十分期待することができたのであり、本件土地は、建物を建築するのに法的な支障が生ずる可能性の乏しい物件であった。

本件土地が接道要件を満たしているかどうかという点は、宅地建物取引業法35条1項所定の重要事項として、書面による説明義務がある。本件売買契約においては、売主側の仲介業者であるC株式会社がその説明義務を負っているのであって、Aに同様の義務があるわけではない。

これらの諸点にかんがみると、前記のとおり、上告人の従業員であるAが、被上告人に対し、上告人から融資を受けて本件土地を購入するように積極的に勧誘し、その結果として、被上告人が本件売買契約を締結するに至ったという事実があったとしても、その際、Aが被上告人に対して本件土地が接道要件を満たしていないことについて説明をしなかったことが、法的義務に違反し、被

上告人に対する不法行為を構成するということはできないものというべきである。

⑫最判平成15年12月9日（判例時報1849号93頁）

（事案）

上告人との間で個別に火災保険契約を締結した被上告人らが、阪神・淡路大震災発生の際に発生した火災により同各火災保険契約の目的物が焼失したが地震免責条項により保険金が支払われなかったことについて、契約締結過程において情報提供義務・説明義務の不履行があったとして、慰謝料の支払い等を求めた。

（判決の内容）

原審の上記判断に係る被上告人らの上記予備的請求のうちの第2次的請求（慰謝料請求）は、要するに、被上告人らは、上告人側から本件地震保険に関する事項について適切な情報提供や説明を受けなかったことにより、正確かつ十分な情報の下に地震保険に加入するか否かについての意思を決定する機会が奪われたとして、上告人に対し、これによって被上告人らが被った精神的損害のてん補としての慰謝料の支払を求めるものである。このような地震保険に加入するか否かについての意思決定は、生命、身体等の人格的利益に関するものではなく、財産的利益に関するものであることにかんがみると、この意思決定に関し、仮に保険会社側からの情報の提供や説明に何らかの不十分、不適切な点があったとしても、特段の事情が存しない限り、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。

このような見地に立って、本件をみるに、前記の事実関係等によれば、次のことが明らかである。（1）本件各火災保険契約の申込書には、「地震保険は申込みません」との記載のある地震保険不加入意思確認欄が設けられ、申込者が地震保険に加入しない場合には、その欄に押印をすることになっている。申込書にこの欄が設けられていることによって、火災保険契約の申込みをしようとする者に対し、〔1〕火災保険とは別に地震保険が存在すること、〔2〕両者は別個の保険であって、前者の保険に加入したとしても、後者の保険に加入したことにはならないこと、〔3〕申込者がこの欄に押印をした場合には、地震保険に加入しないことになることについての情報が提供されているものとみるべきであって、申込者である被上告人らは、申込書に記載されたこれらの情報を基に、上告人に対し、火災保険及び地震保険に関する更に詳細な情報（両保険がてん補する範囲、地震免責条項の内容、地震保険に加入する場合のその保険料等に関する情報）の提供を求め得る十分な機会があった。（2）被上告人らは、いずれも、この欄に自らの意思に基づき押印をしたのであって、上告人側から提供された上記〔1〕～〔3〕の情報の内容を理解し、この欄に押印をすることの意味を理解していたことがうかがわれる。（3）上告人が、被上告人らに対し、本件各火災保険契約の締結に当たって、本件地震保険に関する事項について意図的にこれを秘匿したなどという事実はない。

これらの諸点に照らすと、本件各火災保険契約の締結に当たり、上告人側に、

被上告人らに対する本件地震保険に関する事項についての情報提供や説明において、不十分な点があったとしても、前記特段の事情が存するものとはいえないから、これをもって慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することはできないものというべきである。したがって、前記の事実関係の下において、被上告人らの上告人に対する前記の募取法11条1項、不法行為、債務不履行及び契約締結上の過失に基づく慰謝料請求が理由のないことは明らかである。

以上によれば、上告人の被上告人らに対する慰謝料の支払義務を肯定した原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

⑬最判平成16年11月18日（判例時報1883号62頁）

（事案）

分譲住宅の譲渡契約の譲受人である被上告人が認識していた通りに上告人Aが一般公募を直ちに実施せず、分譲住宅を値下げして販売したことについて、価格の適否を検討する上で重要な事実につき説明を受けなかったとして損害賠償を求めた。

（判決の内容）

（1）被上告人らは、Aとの間で、その設営に係る団地内の住宅につき賃貸借契約を締結していたが、Aの建て替え事業に当たって、借家権を喪失させるなどしてこれに協力した。（2）Aと被上告人らとの間で交わされた本件覚書中の本件優先購入条項は、被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直に行われること及び一般公募における譲渡価格と被上告人らに対する譲渡価格が少なくとも同等であることを前提とし、その上で抽選によることなく被上告人らが確実に住宅を確保することができることを約したものである。

（3）そのため、被上告人らは、本件優先購入条項により、本件各譲渡契約締結の時点において、被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直に行われ、価格の面でも被上告人らに示された譲渡価格は、その直後に行われる一般公募の際の譲渡価格と少なくとも同等であるものと認識していた。

（4）ところが、Aは、本件各譲渡契約締結の時点において、被上告人らに対する譲渡価格が高額に過ぎ、仮にその価格で未分譲住宅につき一般公募を行っても買手がつかないことを認識しており、そのため被上告人ら及び他の建て替え団地の居住者に対するあっせん後直ちに未分譲住宅の一般公募をする意思を有していなかった。（5）それにもかかわらず、Aは、被上告人らに対し、被上告人らに対するあっせん後直ちに未分譲住宅の一般公募をする意思がないことを説明しなかった。

以上の諸点に照らすと、上告人は被上告人らが、本件優先購入条項により、本件各譲渡契約締結の時点において、被上告人らに対するあっせん後未分譲住宅の一般公募が直に行われると認識していたことを少なくとも容易に知ることができたにもかかわらず、被上告人らに対し、上記一般公募を直にする意思がないことを全く説明せず、これにより被上告人らがAの設定に係る分譲住宅の価格の適否について十分に検討した上で本件各譲渡契約を締結するか否かを決定する機会を奪ったものというべきであって、Aが当該説明をしなかった

ことは信義誠実の原則に著しく違反するものであるといわざるを得ない。そうすると、被上告人らがAとの間で本件各譲渡契約を締結するか否かの意思決定は財産的利益に関するものではあるが、Aの上記行為は慰謝料請求権の発生を肯認し得る違法行為と評価することが相当である。

⑭最判平成17年9月16日（判例時報1912号8頁）

（事案）

A（上告人の亡夫）が被上告人Y2の仲介で被上告人Y1からマンションの1室を買受け、後にAの煙草の不始末で火災が発生しAが死亡したところ、Aの妻である上告人がY1に対しては売主の瑕疵担保等により、Y2に対しては防火戸の操作方法等につき説明がなかったことによる不法行為等により、延焼部分の原状回復費等の損害賠償を求めた。

（判決の内容）

（1）ア 前記1の事実関係によれば、本件防火戸は、火災に際し、防火設備の一つとして極めて重要な役割を果たし得るものであることが明らかであるところ、被上告人Y1から委託を受けて本件売買契約の締結手続をした被上告人Y2は、本件防火戸の電源スイッチが、一見してそれとは分かりにくい場所に設置されていたにもかかわらず、A又は上告人に対して何らの説明をせず、Aは、上記電源スイッチが切られた状態で802号室の引渡しを受け、そのままの状態で開催を開始したため、本件防火戸は、本件火災時に作動しなかったというのである。

イ また、記録によれば、（ア）被上告人Y2は、被上告人Y1による各種不動産の販売等に関する代理業務等を行うために、被上告人Y1の全額出資の下に設立された会社であり、被上告人Y1から委託を受け、その販売する不動産について、宅地建物取引業者として取引仲介業務を行うだけでなく、被上告人Y1に代わり、又は被上告人Y1と共に、購入希望者に対する勧誘、説明等から引渡しに至るまで販売に関する一切の事務を行っていること、（イ）被上告人Y2は、802号室についても、売主である被上告人Y1から委託を受け、本件売買契約の締結手続をしたにとどまらず、Aに対する引渡しを含めた一切の販売に関する事務を行ったこと、（ウ）Aは、上記のような被上告人Y2の実績や専門性等を信頼し、被上告人Y2から説明等を受けた上で、802号室を購入したことがうかがわれる。

ウ 上記アの事実関係に照らすと、被上告人Y1には、Aに対し、少なくとも、本件売買契約上の付随義務として、上記電源スイッチの位置、操作方法等について説明すべき義務があったと解されるところ、上記イの事実関係が認められるものとするれば、宅地建物取引業者である被上告人Y2は、その業務において密接な関係にある被上告人Y1から委託を受け、被上告人Y1と一体となって、本件売買契約の締結手続のほか、802号室の販売に関し、Aに対する引渡しを含めた一切の事務を行い、Aにおいても、被上告人Y2を上記販売に係る事務を行う者として信頼した上で、本件売買契約を締結して802号室の引渡しを受けたこととなるのであるから、このような事情の下においては、被上告人Y2には、信義則上、被上告人Y1の上記義務と同様の義務があったと解すべきであり、その義務違反によりAが損害を被った場合には、被上告人Y

2は、Aに対し、不法行為による損害賠償義務を負うものというべきである。
(更に審理を尽くさせるべく原審に差し戻しをした)

⑮最判平成18年6月12日(判例時報1941号94頁)

(事案)

土地の所有者である上告人が、本件土地中の北側土地の売却による捻出を前提とした上告人の自己資金に、被上告人Y1銀行からの借入金を加えた資金で、本件土地上に本件建物を建築し、賃料収入を借入金の返済等に充てる被上告人Y2の担当者の計画に基づき、本件土地の容積率の制限の上限に近い本件建物を建築したところ、本件北側土地が売却されると、本件建物が容積率の制限を超える違法な建物となるため、その売却ができなかったことにより、当初予定していた自己資金の捻出ができず、借入金の返済ができなくなったことから、被上告人らに対し、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償を求めた。

(判決の内容)

1) 前記事実関係によれば、上告人は、本件各担当者の説明により、本件貸付けの返済計画が実現可能であると考え、被上告人Y2との間で本件建物の設計契約及び建築請負契約を締結し、被上告銀行から本件貸付けを受け、本件建物が建築されたところ、本件北側土地の売却により、本件建物は、その余の敷地部分のみでは容積率の制限を超える違法な建築物となるのであるから、上告人としては、十分な広さの隣接土地を本件建物の敷地として確保しない限り、本件北側土地を売却してはならないこととなり、また、本件北側土地を売却する場合には、買主がこれを敷地として建物を建築する際、敷地の二重使用となつて建築確認を直ちには受けられない可能性があったのであるから、信義則上敷地の二重使用の問題を買主に明らかにして売却する義務がある以上、本件建物がない場合に比べて売却価格が大きく低下せざるを得ないことは明らかである。したがって、本件建物を建築した後に本件北側土地を予定どおり売却することは、もともと困難であったというべきである。

本件計画には、上記のような問題があり、このことは、上告人が被上告人Y2との間で上記各契約を締結し、被上告銀行との間で本件貸付けに係る消費貸借契約を締結するに当たり、極めて重要な考慮要素となるものである。

したがって、Y2担当者には、本件計画を提案するに際し、上告人に対して本件敷地問題とこれによる本件北側土地の価格低下を説明すべき信義則上の義務があったというべきである。しかるに、Y2担当者は、本件敷地問題を認識していたにもかかわらず、売却後の本件北側土地に建物が建築される際、建築主事が敷地の二重使用に気付かなければ建物の建築に支障はないなどとして、本件敷地問題について建築基準法の趣旨に反する判断をし、上告人に対し、本件敷地問題について何ら説明することなく、本件計画を上告人に提案したというのであるから、Y2担当者の行為は、上記説明義務に違反することが明らかであり、被上告人Y2は、上告人に対し、上記説明義務違反によって上告人に生じた損害について賠償すべき責任を負うというべきである。

(2) 一般に消費貸借契約を締結するに当たり、返済計画の具体的な実現可能性は借受人において検討すべき事柄であり、本件においても、銀行担当者には、返済計画の内容である本件北側土地の売却の可能性について調査した上で上告

人に説明すべき義務が当然にあるわけではない。

しかし、前記事実関係によれば、銀行担当者は、上告人に対し、本件各土地の有効利用を図ることを提案して被上告人Y2を紹介しただけではなく、本件北側土地の売却により被上告銀行に対する返済資金をねん出することを前提とする本件経営企画書を基に本件投資プランを作成し、これらに基づき、Y2担当者と共にその内容を説明し、上告人は、上記説明により、本件貸付けの返済計画が実現可能であると考え、本件貸付けを受けて本件建物を建築したというのである。

そして、上告人は、銀行担当者が上記説明をした際、本件北側土地の売却について銀行も取引先に働き掛けてでも確実に実現させる旨述べるなど特段の事情があったと主張しているところ、これらの特段の事情が認められるのであれば、銀行担当者についても、本件敷地問題を含め本件北側土地の売却可能性を調査し、これを上告人に説明すべき信義則上の義務を肯認する余地があるというべきである（更に審理を尽くさせるべく原審に差し戻しをした）。

【参考6】「情報提供義務」に関連する消費生活相談事例

○カー用品店の店頭でくじを引き、車内で視聴できるという放送の受信機が当たった。「店の中ではまずい。あなたの車で具体的に説明する」と言われて車内で説明を聞き、月々の視聴料がかかることは承知で、契約した。半月後に受信機が送られてきた。説明書を見たら、映像を見るためには工事が必要で、費用が1万5千円とわかった。工事費については聞いていない。別途施工費がかかるのであれば解約したい。
(30代 男性)

(第2回消費者契約法評価検討委員会 全国消費生活相談員協会 資料3 p7)

○トイレの汚物がつまり、以前ポストに入っていたチラシの業者に電話で依頼した。便器を外すことなく圧力ポンプの作業と薬剤投入で、5分から10分程度で終わったのに、5万円請求された。チラシには3000円からの案内しかない。作業を始める前の説明もなかった。

(第2回消費者契約法評価検討委員会 全国消費生活相談員協会 資料3 p7)

○融資の保証人を5万円で紹介してくれるという業者をインターネットで見つけ契約したが、料金の設定や契約内容が不明確で不審。身内に融資の保証人になってくれる人が見つからず、2週間前に当該業者に必要書類を送って審査を受け、年間登録料5万円を支払って契約を結んだ。すぐに保証人を紹介されたが、相手金融機関の条件に合わず別の保証人の紹介を依頼したところ、再度5万円を請求された。ネット上の規約には一人紹介される度に料金がかかるとは記載されていないと苦情を言ったが、業者はFAXで送った書面には載っているとは譲らない。納得できない。
(50代 男性)

(国民生活センター 消費生活相談事例)

○インターネットで見つけた業者に韓国留学の手続き代行の申込みをした。申込み用紙を送付。2500円の送金手数料と376200円を振り込んだ。レートは100ウォンを12.21円で換算し更に7%のリスクヘッジが加算された金額が請求された。しかし実際のレートは12.15円で支払っていた。リスクヘッジについては何の説明も無いし、記載も無かった。差額が3万円ほどあるが12400円の返金しかなかった。
(30代 女性)

(国民生活センター 消費生活相談事例)

○不動産業者の仲介で中古マンションの契約をして、手付金100万円を支払った。その直後、市の広報誌で、このマンションの前の市有地がごみ焼却炉建設計画の候補地になっていることを知った。契約前に業者と現地を見に行ったら、「子どもが喘息なので、前の空き地に変なものが建つと困る。」と質問したところ、業者は「市の施設が建つらしい」としか言わなかった。不動産業者はこの情報を知っていたのに、言わなかったとしか思えない。マンションの購入を取りやめたいので、手付金を返してほしい。
(30代 女性)

(第2回消費者契約法評価検討委員会 全国消費生活相談員協会 資料3 p4)

○中古車業者から中古車（120万円）を購入した。後日、別の業者に見積もりをしてもらったところ、事故車であることが判明し、10万でしか買い取れないと言われた。 （40代 女性）
（第2回消費者契約法評価検討委員会 国民生活センター資料1-2 p18）

【参考 7】「情報提供義務」に関連する他法令の例

(法律番号順、民事ルールは太字)

法律名	該当条文
<p>商品取引所法（昭和二十五年八月五日法律第二百三十九号）</p>	<p>(受託契約の締結前の書面の交付)</p> <p>第二百十七条 <u>商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u></p> <p>一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨</p> <p>二 商品市場における相場の変動により当該受託契約に基づく取引について当該顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、当該受託契約に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、当該受託契約の概要その他の主務省令で定める事項</p> <p>2 商品取引員は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を当該方法により提供した商品取引員は、当該書面を交付したものとみなす。</p> <p>(商品取引員の説明義務及び損害賠償責任)</p> <p>第二百十八条 <u>商品取引員は、受託契約を締結しようとする場合において、顧客が商品市場における取引に関する専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者以外の者であるときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、前条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。</u></p> <p>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、<u>第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったときは、これによって当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。</u></p>
<p>金融商品の販売等に関する法律（平成十二年五月三十一日法律第一百一号）</p>	<p>(金融商品販売業者等の説明義務)</p> <p>第三条 <u>金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。</u></p> <p>一 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下この条において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>二 当該金融商品の販売について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該指標</p> <p>ハ ロの指標に係る変動を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>三 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>四 当該金融商品の販売について当該金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p>

	<p>ロ 当該者</p> <p>ハ ロの者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>五 第一号及び第三号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる次項</p> <p>イ 元本欠損が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>ハ ロの事由を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>六 第二号及び第四号に掲げるもののほか、当該金融商品の販売について顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定める事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは、次に掲げる次項</p> <p>イ 当初元本を上回る損失が生ずるおそれがある旨</p> <p>ロ 当該事由</p> <p>ハ ロの事由を直接の原因として当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分</p> <p>七 当該金融商品の販売の対象である権利を行使することができる期間の制限又は当該金融商品の販売に係る契約の解除をすることができる期間の制限があるときは、その旨</p> <p>2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。</p> <p>一 顧客が、金融商品の販売等に関する専門的知識及び経験を有する者として政令で定める者（第九条第一項において「特定顧客」という。）である場合</p> <p>二 重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合</p> <p>(金融商品販売業者等の断定的判断の提供等の禁止)</p> <p>第四条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（以下「断定的判断の提供等」という。）を行ってはならない。</p> <p>(金融商品販売業者等の損害賠償責任)</p> <p>第五条 <u>金融商品販売業者等は、顧客に対し第三条の規定により重要事項について説明をしなければならない場合において当該重要事項について説明をしなかったとき、又は前条の規定に違反して断定的判断の提供等を行ったときは、これによって生じた当該顧客の損害を賠償する責めに任ずる。</u></p> <p>(損害の額の推定)</p> <p>第六条 <u>顧客が前条の規定により損害の賠償を請求する場合には、元本欠損額は、金融商品販売業者等が重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによって当該顧客に生じた損害の額と推定する。</u></p> <p>2 略</p> <p>(民法の適用)</p> <p>第七条 重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったことによる金融商品販売業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。</p>
<p>借地借家法（平成三年十月四日法律第九十号）</p>	<p>(定期建物賃貸借)</p> <p>第三十八条</p> <p>1 期間の定めがある建物の賃貸借をする場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、第三十条の規定にかかわらず、契約の更新がないこととする旨を定めることができる。この場合には、第二十九条第一項の規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定による建物の賃貸借をしようとするときは、<u>建物の賃貸人は、あらかじめ、建物の賃借人に対し、同項の規定による建物の賃貸借は契約の更新がなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了することについて、その旨を記載した書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p>3 <u>建物の賃貸人が前項の規定による説明をしなかったときは、契約の更新がないこととする旨の定めは、無効とする。</u></p> <p>4～7 略</p>

<p>金融商品取引法（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付）</p> <p>第三十七条の三 <u>金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</u>ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号</p> <p>三 当該金融商品取引契約の概要</p> <p>四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの</p> <p>五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨</p> <p>六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項</p> <p>2 （略）</p>
<p>宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第七十六号）</p>	<p>（重要事項の説明等）</p> <p>第三十五条 <u>宅地建物取引業者は、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の相手方若しくは代理を依頼した者又は宅地建物取引業者が行う媒介に係る売買、交換若しくは貸借の各当事者（以下「宅地建物取引業者の相手方等」という。）に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は貸借の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面（第五号において図面を必要とするときは、図面）を交付して説明をさせなければならない。</u></p> <p>一 当該宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名（法人にあつては、その名称）</p> <p>二 都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で契約内容の別（当該契約の目的物が宅地であるか又は建物であるかの別及び当該契約が売買若しくは交換の契約であるか又は貸借の契約であるかの別をいう。以下この条において同じ。）に応じて政令で定めるものに関する事項の概要</p> <p>三 当該契約が建物の貸借の契約以外のものであるときは、私道に関する負担に関する事項</p> <p>四 飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況（これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項）</p> <p>五 当該宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項</p> <p>六 当該建物が建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地（一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有者の共有に属する場合には、その土地を含む。）に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で契約内容の別に応じて国土交通省令で定めるもの</p> <p>七 契約の解除に関する事項</p> <p>八 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項</p> <p>九 第四十一条第一項に規定する手付金等を受領しようとする場合における同条又は第四十一条の二の規定による措置の概要</p> <p>十一 支払金又は預り金（宅地建物取引業者の相手方等からその取引の対象となる宅地又は建物に関し受領する代金、交換差金、借賃その他の金銭（第四十一条第一項又は第四十一条の二第一項の規定により保全の措置が講ぜられている手付金等を除く。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を受領しようとする場合において、第六十四条の三第二項の規定による保証の措置その他国土交通省令で定める保全措置を講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</p> <p>十二 代金又は交換差金に関する金銭の貸借のあつせん内容及び当該あつせんに係る金銭の貸借が成立しないときの措置</p> <p>十三 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものを講ずるかどうか、及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要</p> <p>十四 その他宅地建物取引業者の相手方等の保護の必要性及び契約内容の別を勘案して国土交通省令で定める事項</p> <p>2 ～5 略</p>

<p>旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）</p>	<p>（取引条件の説明） 第十二条の四 <u>旅行業者等は、旅行者と企画旅行契約、手配旅行契約その他旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行者が依頼しようとする旅行業務の内容を確認した上、国土交通省令で定めるところにより、その取引の条件について旅行者に説明しなければならない。</u> 2 <u>旅行業者等は、前項の規定による説明をするときは、国土交通省令で定める場合を除き、旅行者に対し、旅行者が提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱管理者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。</u> 3 略</p>
<p>積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年六月十六日法律第百十一号）</p>	<p>（積立条件等の説明及び書面の交付） 第三十四条 <u>積立式宅地建物取引業者は、積立式宅地建物販売の相手方に対して、積立式宅地建物販売の契約を締結するまでに、少なくとも次に掲げる事項について、積立式宅地建物販売契約約款を交付して説明をしなければならない。</u> 一 各回ごとの積立金の支払分の額及び積立金の支払の方法 二 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期を確定する時期及び方法 三 目的物である宅地又は建物並びにその代金及び引渡しの時期の予定に関する事項 四 目的物である宅地又は建物並びにその代金の額及び引渡しの時期が確定した後の代金の支払に関する事項 五 契約の解除に関する事項 六 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項</p>
<p>貸金業法（昭和五十八年五月十三日法律第三十二号）</p>	<p>（貸付条件の広告等） 第十五条 <u>貸金業者は、貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。</u> 一 貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号 二 貸付けの利率 三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項 2 <u>貸金業者は、前項に規定する広告をし、又は書面若しくはこれに代わる電磁的記録を送付して勧誘（広告に準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）をするときは、電話番号その他の連絡先等であつて内閣府令で定めるものについては、これに貸金業者登録簿に登録された第四条第一項第七号に掲げる事項に係るもの以外のものを表示し、又は記録してはならない。</u></p>
<p>電気通信事業法（昭和五十九年十二月二十五日法律第八十六号）</p>	<p>（提供条件の説明） 第二十六条 <u>電気通信事業者及び電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「電気通信事業者等」という。）は、電気通信役務の提供を受けようとする者（電気通信事業者である者を除く。）と国民の日常生活に係るものとして総務省令で定める電気通信役務の提供に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要について、その者に説明しなければならない。</u></p>
<p>不動産特定共同事業法（平成六年六月二十九日法律第七十七号）</p>	<p>（不動産特定共同事業契約の成立前の書面の交付） 第二十四条 <u>不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約が成立するまでの間に、その申込者に対し、不動産特定共同事業契約の内容及びその履行に関する事項であつて主務省令で定めるものについて、書面を交付して説明しなければならない。</u></p>
<p>保険業法（平成七年六月七日法律第百五号）</p>	<p>（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為） 第三百条 <u>保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。</u> 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為 五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて</p>

	<p>誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為</p> <p>七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為</p> <p>八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為</p> <p>九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為</p> <p>2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。</p>
<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第百四十九号）</p>	<p>（重要事項の説明等）</p> <p>第七十二条 <u>マンション管理業者は、管理組合から管理事務の委託を受けることを内容とする契約（新たに建設されたマンションの当該建設工事の完了の日から国土交通省令で定める期間を経過する日までの間に契約期間が満了するものを除く。以下「管理受託契約」という。）を締結しようとするとき（次項に規定するものを除く。）は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等に対し、管理業務主任者をして、管理受託契約の内容及びその履行に関する事項であって国土交通省令で定めるもの（以下「重要事項」という。）について説明をさせなければならない。</u>この場合において、マンション管理業者は、当該説明会の日の一週間前までに、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等及び当該管理組合の管理者等の全員に対し、重要事項並びに説明会の日時及び場所を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>2 マンション管理業者は、従前の管理受託契約と同一の条件で管理組合との管理受託契約を更新しようとするときは、あらかじめ、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等全員に対し、重要事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において当該管理組合に管理者等が置かれているときは、マンション管理業者は、当該管理者等に対し、管理業務主任者をして、重要事項について、これを記載した書面を交付して説明をさせなければならない。</p> <p>4 管理業務主任者は、第一項又は前項の説明をするときは、説明の相手方に対し、管理業務主任者証を提示しなければならない。</p> <p>5 マンション管理業者は、第一項から第三項までの規定により交付すべき書面を作成するときは、管理業務主任者をして、当該書面に記名押印させなければならない。</p>
<p>信託業法（平成十六年十二月三日法律第百五十四号）</p>	<p>（信託契約の内容の説明）</p> <p>第二十五条 <u>信託会社は、信託契約による信託の引受けを行うときは、あらかじめ、委託者に対し当該信託会社の商号及び次条第一項第三号から第十六号までに掲げる事項（特定信託契約による信託の引受けを行うときは、同号に掲げる事項を除く。）を説明しなければならない。</u>ただし、委託者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。</p>
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年六月八日法律第六十号）</p>	<p>（重要事項の説明等）</p> <p>第八条 <u>探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。</u></p> <p>一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 第四条第三項の書面に記載されている事項</p> <p>三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守するものであること。</p> <p>四 第十条に規定する事項</p> <p>五 提供することができる探偵業務の内容</p> <p>六 探偵業務の委託に関する事項</p> <p>七 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期</p> <p>八 契約の解除に関する事項</p> <p>九 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項</p>
<p>消費者基本法（昭和三十九年五月三十日法律第七十八号）</p>	<p>（事業者の責務等）</p> <p>第五条 <u>事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。</u></p> <p>二 <u>消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。</u></p>

<p>自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年十一月二十五日法律第八十七号）</p>	<p>（自転車製造業者等の責務） 第十四条 2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。</p>
<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年四月十七日法律第二十六号）</p>	<p>（電気通信事業者による情報の提供及び技術の開発等） 第十条 電子メール通信役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、その役務の利用者に対し、<u>特定電子メール、架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メール又は送信者情報を偽った電子メール（以下「特定電子メール等」という。）による電子メールの送受信上の支障の防止に資するその役務に関する情報の提供を行うように努めなければならない。</u></p>

○上柳敏郎・石戸谷豊・桜井健夫著『新・金融商品取引法ハンドブック——消費者の立場からみた金商法・金販法と関連法の解説』（212頁）

第2部 金融商品販売法

第2章 逐条解説

3 説明義務の内容

（1）説明すべき重要事項（1項）

（イ）取引の仕組みと改正の経緯

以上のように、改正法は、取引の仕組みを明文で加入した。遡ると、金融商品販売法の立法に際してまとめられた、金融審議会第一部会「中間整理（第2次）」（1999年12月）は、取引の仕組みについて次のように述べていた。

「説明を義務付けるべき事項は、顧客のリスク判断にとって重要な事項とすべきである。この場合のリスクとは、将来「不利益な状態」が生じる可能性をいうものと考えられ、重要事項の説明内容としては、商品の基本的な性格、仕組みにリスクが内在するときには、そのリスクをもたらす主要な要因に則して説明することが適当である」。

また、この「中間整理（第2次）」に際してのワーキンググループの報告では、さらに詳細に、次のように指摘していた。

「説明を義務付けるべき事項については、顧客のリスク判断にとって重要な事項を説明することとすべきである。リスクとは、基本的には金融商品の将来価値が変動することであり、違反に対して損害賠償責任が伴う説明義務との関係においては、特に契約締結後に「不利益な状態」が生じる可能性をいうものと考えられる。重要事項の説明内容としては、商品の基本的な性格、仕組みの中でリスクが内在するときには、そのリスクの要因に則して説明することが適当である。具体的には、商品の性格、仕組みの中で、契約締結後において、金融商品の売却による損失の発生等、「顧客に不利益な状態」が生じる可能性をもたらす「主要な要因」が存在する場合には、その旨と当該要因を、商品の性格、仕組みに沿いつつ説明することが必要である。

（注）「顧客に不利益な状態」については、基本的に、以下のようなものとして検討していくべきである。①収益が変動すること②出捐額の一部又は全部が毀損すること③出捐額を超える損失が発生すること（追加的な支出の負担）」

このような経緯からすると、本改正は、基本的に「中間整理（第2次）」にそった内容となっている。その意味では、6年がかりでようやくその内容が法律となったと言えよう。

○松尾直彦編著『一問一答金融商品取引法（商事法務、2006年）』206頁
Q159. 業者の顧客に対する説明義務は、顧客に事前に書面を渡せば足りるのか。

A. 1. 説明義務は、業者の利用者に対する金融商品に関する重要事項の情報提供義務であり、相対型ディスクロージャー義務であるとも言えるとされており、適合性原則と並んで、利用者保護のための販売・勧誘ルールの中核と位置づけられるものである（金融審議会第一部会「中間整理（第一次）」（平成11年7月6日））。

2. 金商法では、説明義務を契約締結前の書面交付義務（37条の3第1項）として規定しているが、これは、開示規制における相対型ディスクロージャー義務である目論見書交付義務（15条2項）との整合性等を勘案したものである。

3. 説明義務の趣旨に照らせば、金融商品取引業者等が法定の事項を記載した書面を単に形式的に顧客に交付すれば足りるというものではなく、顧客が金融商品取引契約を締結するかどうかを判断するために必要な情報が顧客に対して実質的に提供されることが必要である（改正金販法3条2項参照）。

4. 説明義務が重要事項の情報提供義務であることにかんがみれば、その形骸化を避け、ルールの実質化を図るために何らかの措置を講じることについて、今後の内閣府令の策定作業の中で検討する予定である。

○大前恵一朗著『平成18年改正Q&A改正金融商品販売法』（79頁）

Q47. 第3条第1項において、平成18年の改正で、「元本欠損が生ずるおそれ」がある場合とは別に「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」がある場合についても説明事項の対象となりましたが、これはどのような趣旨ですか。

A. 本法改正前は、金融商品に元本を上回る損失が生ずるおそれがあったとしても、「元本欠損が生ずるおそれがある」旨の説明をすれば足りることとなっていました。

しかし、顧客にとって当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるかどうかは、金融商品の購入を判断するに当たって重要な情報です。そこで平成18年の改正では「元本欠損が生ずるおそれ」がある場合とは別に「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」がある場合についても説明事項の対象となりました（第3条第1項第2号、第4号、第6号）。

この「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」の説明の際には、その旨とあわせて、損失の直接の原因となる指標や信用リスクのある者、取引の仕組みの重要な部分が説明されますが、これは「元本欠損が生ずるおそれ」の説明の場合と同様です。

Q53. 第3条で新たに「取引の仕組みのうちの重要な部分」の説明が義務づけられましたが、これはなぜですか。

A. これまで本法では、元本割れリスク（元本欠損が生ずるおそれがある旨とその原因）のみが説明の対象とされ、取引の仕組みは明示的には説明の対象ではありませんでした。もちろん、元本欠損が生ずるおそれがある旨およびその原

因となる事由等の重要事項を説明する際に、重要事項に関連する部分の商品の仕組み等は当然に説明されることと考えられてきました。

本法は、その施行（平成13年4月）後裁判実務においてあまり利用されていないとの指摘がありました。しかしながら、金融商品販売法の対象となっている金融商品の販売などについては、勧誘や説明が不適切との理由で民法上の不法行為責任が認められている裁判例は存在します。

本法は、本来、民法上の一般不法行為規定に比べ、損害賠償責任の法定や損害額の推定により、業者などの説明義務違反により損害を被った顧客の民事的救済に資することが想定されていましたが、それにもかかわらず、あまり利用例がないのは、損害額の推定が発動される要件が狭いことが主な理由と考えられました。

金融商品について民法上の不法行為責任を認めた裁判例では、ワラント、信用取引、オプションや外為証拠金取引などの「取引の仕組み」自体の説明義務について指摘されていることを踏まえ、本法を改正し、その説明義務の対象に「取引の仕組み」を追加するなどの拡充を図り、同法を顧客にとってより使いやすいものとする」とされました。

○児島幸良著『平成18年改正 改正証券取引法・金融商品取引法のポイント』（115頁）

第4章 改正金融商品販売法の要点

3 第3条（金融商品販売事業者等の説明義務）

（1）重要事項の説明

改正法では、ハとして、「ロの指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれを生じさせる当該金融商品の販売に係る取引の仕組みのうちの重要な部分」についても説明しなければいけなくなります。もし説明しなければ、これは第3条違反となるわけです。

次に、改正法第3条には第2号が追加されています。その結果、旧法から存在していた「元本欠損が生ずるおそれ」という類型に加えて、新法の第2号、第4号、第6号では、「当初元本を上回る損失が生ずるおそれがあるときは」という独立の類型ができました。

要するに「元本欠損が生ずるおそれ」と区別される「元本を上回る損失が生ずるおそれ」というリスクがあって、それについても前述のハで追加された「取引の仕組みのうちの重要な部分」も含めて、イ・ロ・ハの三つを説明しなければならぬわけです。

【参考8】諸外国における「情報提供義務」に関連する法制度例

（「諸外国における消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則についての現状調査」（平成18年3月国民生活局））より抜粋

○ 調査の概要

・ドイツ、フランス、オランダ、イギリス、アメリカにおける消費者契約の「情報提供義務」「不招請勧誘」「適合性原則」の3類型について法の存在形式と適用範囲、法の内容、執行主体等を調査。

・情報提供義務について、商品・役務に関する情報、製品・役務を提供する際の契約条項についての情報提供にかかる法制度につき、比較法的視点から調査を実施。

○ 調査の総括

〔情報提供義務〕

（1）主として結びつけられている効果

- ・ 損害賠償請求権の発生
- ・ 差止請求権の発生
- ・ 契約の無効・取消し

なお、「情報提供義務違反」その他意思表示の瑕疵に関する制度としてではなく、「撤回権」という、意思表示の瑕疵とは理論的に切断された制度を用いて処理されている場合もある。

（2）一般民事法ルールとして情報提供義務に関する規範が存在していることを所与としたうえで、個々の具体的領域ごとにその具体的内容を記述するために個別の特別法規定を設けているという傾向が認められる。

（3）わが国の消費者契約法のように、情報提供義務に関する一般的規定を訓示規定・努力義務的なものとして設けている諸国は存在しなかった。

○諸外国における消費者契約に関する情報提供義務についての各国比較表

国	概要
ドイツ	<p>○一般私法上の錯誤・詐欺・強迫、債務不履行・不法行為責任や公序良俗に関する一般条項による規制</p> <p>○その他、主に民法に各種取引形態ごとに分けて情報提供義務を規定。</p> <p>○不正競争防止法において、事業者の不公正な競争行為について規定。効果として差止請求権、損害賠償請求及び利得剥奪請求権を規定。</p> <p>(※ドイツでは「損害賠償」に関して原状回復主義 (BGB 249条) がとられている。)</p>
フランス	<p>○ 民法上の情報提供義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 単なる「沈黙」に詐欺の適用領域を拡張する機能が加えられ、情報提供義務違反に加えて他の要件が充足されれば、詐欺による効力の否定を主張可能。 ・ 錯誤に基づき契約の無効を認める事例もある。 ・ 情報提供義務違反は、行為者の故意又は過失 (フォート) を構成 (不法行為による損害賠償請求が可能) <p>○ 消費法典上の情報提供義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的情報提供義務と個別情報提供義務を規定 (※契約当事者の合意に瑕疵なきことを予め担保)
オランダ	<p>○ 民法典における詐欺、錯誤、誤認惹起表示の規定の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺 詐欺には故意に不正確な情報を提供する場合、伝達する義務を負う情報を故意に隠す場合も含まれる旨規定。 ・ 錯誤 ①錯誤が相手方により与えられた情報に起因している場合②相手方が錯誤に関して知り、又は知るべきであったことがらを考慮すると、錯誤に陥った当事者に知らせるべきであった場合等に取り消しうる旨規定 ・ 誤認惹起表示 商品の性質、価格等について誤認を惹起する情報を公にすることを不法行為とし、効果として損害賠償請求等を規定。
イギリス	<p>○ 売買目的物に瑕疵がある場合等において買主が売主の責任を追及できないとする「買主注意せよ」の原則を根拠として、相手方に対して情報を積極的に提供する法的義務はないのが原則であると理解されてきた。</p> <p>○ 一般私法のレベルにおいて、「最高信義契約」理論、「特別な信認関係ないし信頼関係」理論、「不実表示」の法理によって相手方に対する情報提供が義務づけられる場合がある。</p> <p>○ 個別立法として、消費者信用法、消費者保護 (営業所外で締結された契約の解除) 規則等がある。</p>
アメリカ	<p>○ 情報提供に関する法制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融、信用、クレジット、品質保証に関する連邦法 ・ コモンロー上の詐欺、過失不実表示、非良心性、信認義務理論 ・ 不公正な取引方法、虚偽広告に関する連邦法 <p>○ 情報提供義務違反の効果として、契約の解除や損害賠償請求権などが認められることがある。</p>

○ドイツ BGB 249条（損害賠償の種類と範囲）

(1) 損害賠償につき義務を負う者は、賠償を義務づける事情が生じなかったのであれば存在したであろう状態を回復しなければならない。

(2) 人に対する侵害、または、物の毀損に基づいて損害賠償をすべきときは、債権者は、原状回復に代えて、原状回復に必要とされる金額を請求することができる。物の毀損の場合、本項 1 文により必要とされる金額には、売上税もあわせて含まれる。ただし、売上税が実際に生じていた場合またはその限りにおいて含まれるにすぎない。